

地籍調査とは・・・

市町村の事業として**無償**であなたの土地の境界を確定し測量した結果を登記簿に、地図に反映する仕事です。

地籍調査事業は、市町村が計画し国が承認して市町村が行う事業です。

地籍調査は、各市町村全域を対象として行います。

土地の所有者は、境界確認作業に協力していただきます。

現在の法務局にある公図のほとんどは、明治時代に測量技術者でない一般の人たちで作った境界図であり、実際の境界とは、大きく異なった図面であり、取引に使える図面にはなっていません。

地籍が整備されていない地域において土地を取引する場合は、「**境界の確認**」を行い、「**境界標を設置**」し「**境界測量**」を行い、実際の面積を登記簿に更正する「**地積更正登記**」をすることが一般的になっています。しかし**地籍調査を行っていれば、この作業と費用はほとんど必要ありません。**

また最近では測量技術の発達により、復元が容易にしかも高精度に実現できます。

千葉県は、**全国で最も遅れている都道府県のひとつ**になっております。

地籍調査は、近代国家を自負する日本において、法務局に備えている地図が明治時代のものになっていることが**大変な時代錯誤**であり、そのために大きな損失を被っている現実があります。しかしこのことにほとんどの人が気づいていませんでした。国は、地籍調査の遅れを大きな問題と捉え、平成 22 年度になって、法律の改正や制度の改善により、大幅な進捗を期待できる環境が整ってきました。

地籍調査に着手した市町村は、国・県の補助を受けて 30 年以上の年月をかけて行われています。しかし受注環境が整備されてきた現在では、国・県の予算が確保できれば、10 年以内に完成することも可能となります。

これからは地域の皆様が、地籍調査の必要性を知り、**地域ぐるみの要望活動**などにより、予算獲得を行い**早期に完成**させる必要があると考えます。

地籍を起こすには「**地域の皆様の声**」が**大変重要**になってきています。

平成 27 年 4 月

千葉県地籍調査推進委員会 URL : <http://www.chiseki.jp>

*構成4団体 {公益社団法人千葉県測量設計業協会 千葉県土地家屋調査士会、
千葉県測量設計補償協同組合、公益社団法人千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会}